

岩手県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和8年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 施行者の名称 大船渡市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画下水道事業大船渡市公共下水道
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 変更なし
- （4） 事業施行期間 平成3年8月2日から令和15年3月31日まで
- 2（1） 施行者の名称 遠野市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 遠野都市計画下水道事業遠野公共下水道
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 変更なし
- （4） 事業施行期間 平成3年1月11日から令和13年3月31日まで
- 3（1） 施行者の名称 岩泉町
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 岩泉都市計画下水道事業岩泉町公共下水道
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 変更なし
- （4） 事業施行期間 平成5年2月5日から令和14年3月31日まで